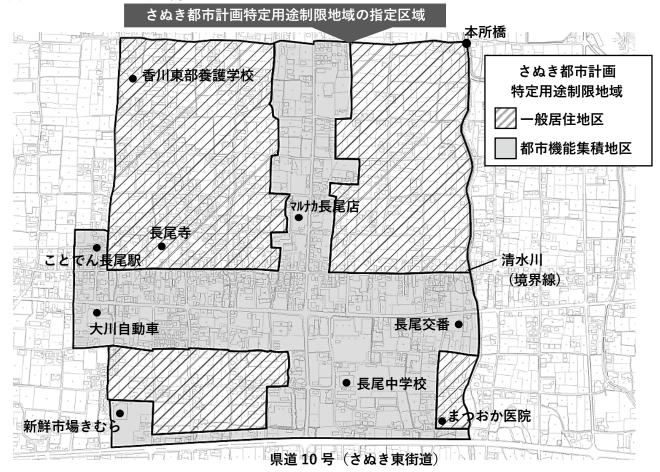
令和5年6月1日から

建築物・工作物の立地に関する制限を開始します

都市計画の一環として、さぬき市長尾地区の一部を「特定用途制限地域」(都市計画法第9条第15項) に指定します。この指定区域内では、令和5年6月1日以後は、下表に示す用途の建築物・工作物は、 原則、新たに建築・築造できません(建築基準法第49条の2、さぬき市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例)。



◆指定区域内で、基準時(令和5年6月1日)以後に建築等を制限する主な建築物等の用途

A HIGH WILL AT THE TOWN THE WAY OF SHEET A WILLIAM			
制限の対象となる建築物等の用途の概要(一例)		都市機能集積地区	一般居住地区
建築物	畜舎、堆肥舎(床面積 15 ㎡超)	× 建築不可	× 建築不可
	ぱちんこ屋、射的場、場外車券売場等	○ 建築可*	× 建築不可
	原動機を使用する工場(作業場床面積 50 ㎡超)	○ 建築可	× 建築不可
	キャバレー、ホストクラブ、低照度飲食店等	○ 建築可*	× 建築不可
	条例で規定する工場(操業内容によって判断)	○ 建築可	× 建築不可
	インターネットカフェ、漫画喫茶	○ 建築可*	× 建築不可
工作物	コンクリートプラント、クラッシャープラント等	× 建築不可	× 建築不可
	条例で規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの等	× 建築不可	× 建築不可

※風営法の規定は、基準時以後も今までどおり適用されます。

- 基準時に現に存在(立地)している建築物等(工事の着手をしているものを含む。)は、上記用途であって も用途違反建築物等には該当せず、**継続して操業(営業)できます**。一定の範囲内で増改築も可能です。
- ○詳しい制限内容(地区範囲、制限用途等)は、さぬき市ホームページで確認できます。
- ○なお、形態規制に変更はありません。

問 さぬき市 建設経済部 都市整備課 (TEL:087-894-1113、E-mail:toshikeikaku@city.sanuki.lg.jp) ※建築確認に関する内容については、今までどおり、香川県長尾土木事務所 総務課 建築指導担当 (TEL:0879-52-2588) にお問い合わせください。